

## Question (景品類の提供方法と最高額)

お客様に提供する景品について、最高額の制限はありますか。

Answer 景品規約では、提供できる景品類の最高額について、その提供方法によって異なりますので、ご確認ください。以下のように定めています。

### <1 購入者、来場者にもれなく提供（ベタ付）する場合>

#### ○購入者への景品提供

**最高額は取引価額の20% ※取引価額が1000円未満の場合は200円**

例) 200万円の自動車購入者 → 最高額は40万円 (200万円×20%)

例) 3万円のナビ購入者 → 最高額は6千円 (3万円×20%)

#### ○来場者への景品提供

**最高額は6千円程度**

(取引価額を3万円程度として取扱い、  
その20%)

**※取引価額が1000円未満の場合は200円**

ただし、次の場合は自動車が取引価額となり、最高額はその20%

- ◆自動車のDMを送付、持参者に提供
- ◆自動車だけを展示・販売する店舗、会場への来場者に提供

取引価額	最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%

また、景品提供を告知する広告で3万円未満の商品・役務を掲載する場合、

**掲載した商品・役務の最低価格が取引価額となり、その価額の20%が最高額となります。**

### <2 購入者、来場者等に抽選等により提供（懸賞）する場合>

#### ○購入者への景品提供

**最高額は取引価額の20倍（上限10万円）**

例) 200万円の自動車購入者 → 最高額10万円

例) 3万円のナビ購入者 → 最高額10万円

取引価額	最高額
5,000円未満	取引価額の20倍
5,000円以上	10万円

#### ○来場者への景品提供

**最高額は10万円**

(取引価額を3万円程度と取扱う)

ただし、広告掲載商品が5千円未満の場合、最高額はその20倍

#### 【注意！】

ただし、景品類の総額が取引予定総額の2%以内となっている必要があります。

### <3 オープン懸賞により提供する場合>

オープン懸賞による景品提供については、**最高額の制限はありません**。ただし、正常な商慣習に照らして過大な提供に該当すると認められる場合は、独禁法で禁止している不公正な取引方法に該当するおそれがあります。

※オープン懸賞とは、商品の購入者や店舗への来場者を対象とするのではなく、広く一般消費者を対象として新聞、雑誌等の広告により、クイズの回答あるいはキャッチフレーズ等を募集し、景品を提供することをいいます。

また、規約につきましては、自動車業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約 (PDF 170KB) をご覧ください。